



この度、孫が海外留学することになりました。息子が留学費用で大変な思いをしているので少し援助してあげたいと思っています。教育資金をまとめて贈与しても贈与税がかからないと聞きましたが、私の場合でもこの制度が適用できるでしょうか。



今月は教育資金を一括で贈与した場合の贈与税の非課税制度についてのお尋ねですね。今回は、今年3月の税制改正の内容も含めてご説明します。

■教育資金一括贈与非課税制度

1. 制度の概要

親子間などで必要な都度支払われる教育資金は、贈与税が非課税とされています。しかし、教育については将来にわたり多額な資金が必要であり、「一括贈与」のニーズも高いので、世代間の資産移転の促進による教育費の早期確保を期待してこの制度が創設されました。

この制度は、祖父母など（贈与者）が子や孫など（受贈者）名義の金融機関等の口座に「教育資金」を一

ぶぎん地域経済研究所 顧問税理士

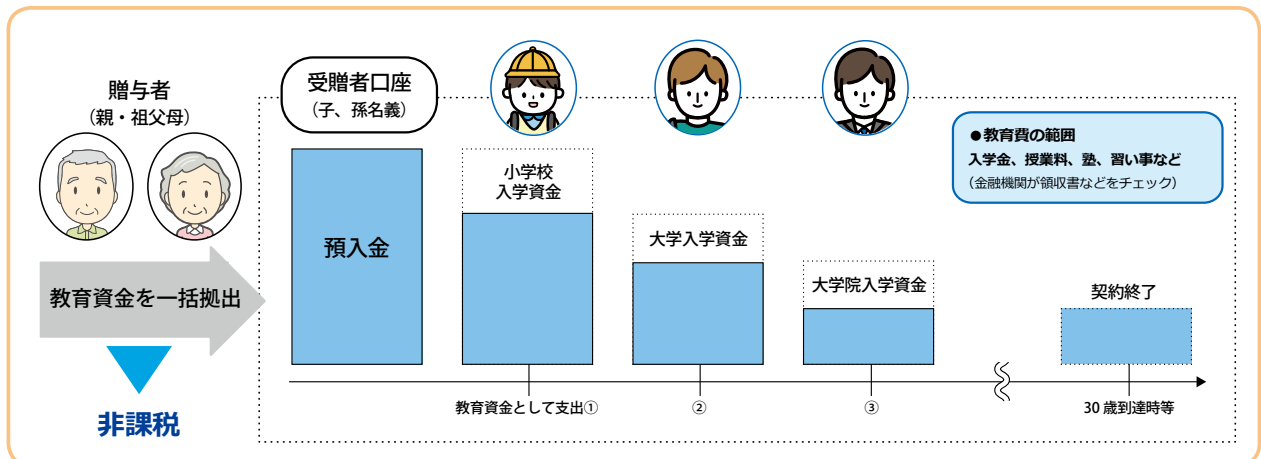
杉山 秀夫（関東信越税理士会大宮支部）

大井賀津子（関東信越税理士会川越支部）

括して拠出し、受贈者がそれを教育費に充て、一定の要件に当てはまる場合は、受贈者ごとに1,500万円まで非課税となるものです。

2. 要件

- (1) 両親や祖父母などの直系尊属（贈与者）から子や孫などの直系卑属（受贈者）への「教育資金」に充てるための贈与であること
- (2) 受贈者の年齢は、契約の締結日において30歳未満であること
- (3) 受贈者の贈与を受けた年の前年の合計所得金額が1,000万円以下であること
- (4) 金融機関等（信託銀行・銀行・証券会社）と締結した「教育資金管理契約（以下「契約」といいます。）」に基づき受贈者名義の「教育資金口座」を開設し、金融機関等を経由して「教育資金非課税申告書」を受贈者の所轄税務署に提出すること（贈与税の確定申告書の提出は不要です。）
- (5) 開設した口座に受贈した金銭等の預入等を行うこと



3. 教育資金

教育資金とは次の(1)～(4)のようなもので、合計で1,500万円までが非課税となります。

ただし、下記(2)～(4)の学校等以外に支払われるものは、合計で500万円までが非課税です。

- (1) 入学金、授業料など学校等に対し直接支払われるもの
- (2) 学用品の購入など学校等が必要と認めもの
- (3) 交通定期代、留学のための渡航費用などの交通費
- (4) 塾や習い事などの費用（受贈者が教育費の支払時に23歳以上の場合は、教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練〈以下「教育訓練」といいます。〉の受講費用に限ります。）

4. 契約の期間中の手続

契約の期間中に教育資金を支出した場合は、領収書などを一定期限までに金融機関等に提出する必要があります。金融機関等では提出された領収書などに基づき教育資金口座の残高（管理残高）を管理します。

5. 契約の終了

契約は、表の「終了の事由」欄の事由により、「終了の日」欄の日に終了します。

なお、表の(3)以外の場合には終了の日の管理残高が終了した年の贈与税の課税価格に算入されます。

6. 契約の期間中に贈与者が死亡した場合

贈与者が契約の期間中に死亡した場合は、金融機関等へ「死亡した旨の届出」が必要となります。

(1) 令和3年3月31日以前の贈与の場合

死亡前3年以内の贈与のみが、相続等により取得したものとみなされ、相続税の対象となります。この場合に受贈者が孫等であっても相続税の2割加算の規定の適用はありません。

ただし、贈与者の死亡の日において次に該当する場合には相続税の対象とはなりません。

- ① 受贈者が23歳未満である場合
- ② 学校等に在学中又は教育訓練受講中である場合（その旨を明らかにする書類を「死亡した旨の届出」と

終了の事由	終了の日
(1) 受贈者が30歳に達した場合 <small>（学校等に在学中または教育訓練受講中の場合は40歳に達した場合）</small>	30歳（40歳）に達した日
(2) 30歳以上の受贈者がその年中に学校等に在学した日又は教育訓練を受けた日があることを金融機関等に届け出なかった場合	その年の12月31日
(3) 受贈者が死亡した場合	死亡した日
(4) 口座残高が「0」になり、かつ、その口座に係る契約を終了させる合意があった場合	合意に基づき終了する日

もに提出する必要があります。）

(2) 令和3年4月1日以降の贈与の場合

贈与者が死亡した日における管理残高が、相続等により取得したものとみなされ、相続税の対象となり、受贈者が孫等である場合には相続税の2割加算の規定が適用されます。

なお、受贈者が23歳未満または学校等に在学中等の場合には、上記(1)の但し書きと同様に相続税の対象とはなりません。

7. 改正点

(1) 適用期限

令和5年3月31日から令和8年3月31日まで3年間延長されました。

(2) 贈与税の税率

受贈者が30歳に達した場合等で管理残高に贈与税が課される場合の税率が、直系尊属・卑属間に適用される特例税率ではなく一般税率となりました。

(3) 相続税の課税対象

贈与者の死亡に係る相続税の課税価格の合計額が5億円を超える場合には、受贈者の年齢等に拘わらず管理残高を相続税の対象とすることとなりました。

■ご質問の場合

お孫さんの留学費用で大変な思いをされているご長男へ援助したいということですが、ご長男への贈与は非課税制度の対象になりません。お孫さんへの贈与で、上記2の要件を満たす場合は教育資金一括贈与非課税制度の対象となります。

▶さらに詳しくお知りになりたい方は、武蔵野銀行の各支店の窓口、ぶぎん地域経済研究所までお問合せください。